

審議事項(7)-1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

関連当事者開示の検討状況(第4回)

1. IASB との第3回コンバージェンス会合

質問事項等

- ・ 主要な子会社の役員が関連当事者(主要な経営陣)に該当するか。
- ・ 開示対象外の規定方法を政府、公共事業体、金融機関等という組織属性で規定 している理由は何か。
- ・ 関連当事者に係る不良債権の開示は、個別開示ではなく、関連当事者区分ごと の開示か。
- ・ 外見上は第三者との取引であるが、実質的には関連当事者との取引である場合 は、実質判断に係る規定で対応しているのか。
- ・ 従業員の退職給付制度を関連当事者に含めている理由は、会社経営者が実質的 に支配している場合を想定しているのか。
- ・ ASBJ からの指摘に基づく IAS 第 24 号の改正については、どのようなスケジュールで考えているのか。

IAS 第 24 号との相違点

- · 主要株主*
- ・ 近親者の定義
- ・ 関連当事者開示の開示対象外の規定方法 *
- 役員報酬*
- 連結財務諸表提出会社における個別財務諸表での開示**
- (注) * 本公開草案が米国基準 (FAS57) と同じ対応をとっているもの
 - ** 米国基準では個別財務諸表は開示されておらず、本公開草案でも求めていないもの
- 2. 公開草案「関連当事者開示」の文案の主な修正点
 - ・ 子会社(会社に準じる被支配事業体を含む)(5項(3))
 - 従業員の企業年金(会社とは明らかに独立して運営されているものを除く)(5 項(3)、23項)
 - 近親者の定義(5項(7))
 - ・ 開示対象外取引の例示(8項)
 - ・ 子会社の役員(結論の背景:18項)
 - ・ 一般取引と同様であることが明白な取引(結論の背景:33項)
 - ・ 取引条件の開示 ((結論の背景:38項))

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。